

【参考】事業系一般廃棄物処分についてのQ&A

Q 1：事業所から出されるごみとは、どのようなものがありますか。

A 1：ごみには家庭から生じる家庭系ごみと事業活動によって生じるごみがあります。さらに、事業活動によって生じるごみは、処理が難しく、排出される量が多い汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類など法律で定められている 20 種類を産業廃棄物、そして産業廃棄物以外の伝票などの紙や従業員の飲食によるごみなどは一般廃棄物（事業系ごみ）に分けられます。

事業活動によって生じるごみは、産業廃棄物、一般廃棄物ともに市が行う家庭ごみの収集に出すことはできませんので、事業者自らが責任をもって処理することが義務付けられています。

また、産業廃棄物は市のごみ処理施設では処理できませんので、民間の産業廃棄物処分業許可業者へ処理を依頼するなど適正に処理していただき、一般廃棄物は、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託、または事業者自ら市のごみ処理施設へ搬入してください。

Q 2：事業系ごみ（一般廃棄物）の処分には、どのような方法がありますか。

A 2：次のいずれかの方法により、処理することができます。

- ① 市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に、収集運搬を委託する。許可証の確認や処理費用に関しては、複数業者での比較・検討をするなど、適正処理の観点から責任をもって、一般廃棄物処理業者を選択してください。
- ② 事業者自身で施設に持ち込むことが可能な場合は、事前手続き等を行った上で、直接持ち込むことができます。施設、処理手数料、受入可能な品目等については、弘前地区環境整備事務組合へご確認ください。（電話 36-3883）

※②については、各種条件があり、重量物、長尺物などで、機材・施設の関係上取り扱いできない「処理困難物」もありますので、必ず事前にご確認下さい。

Q 3：事業活動とはどのようなことをいうのですか？小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか。

A 3：「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、会社・商店・事務所・飲食店・工場など営利を目的とするもののほか、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共サービス等も含まれます。このような事業活動によって生じるごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、「事業活動」に該当します。なお、オフィスなどから排出されるプラスチック製や金属製の事務用品も産業廃棄物にあたり、少量であったとしても、それが産業廃棄物として定められている以上は、産業廃棄物として適正に処理する必要があります。

Q 4 : 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理業者を紹介してください。

A 4 : 市から特定業者の紹介はできません。

市HPの一般廃棄物処理業許可業者一覧表やタウンページの「一般廃棄物処理業」を参考にしてください。また、ごみ収集に係る業者の組合である「弘前環境管理協同組合」（電話 33-0467）へお問い合わせいただく方法もあります。

なお、弘前市内で発生する一般廃棄物については、弘前市の許可を持った業者でなければ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

Q 5 : 事業系ごみを家庭用のごみステーションに出すことはできないのですか。

A 5 : 事業系ごみは、廃棄物処理法第 3 条第 1 項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。家庭用のごみステーションへ排出することは、自らの責任で処理していることにはあたりません。また、不法投棄とみなされ、法律違反になる場合があります。

Q 6 : 処理を委託して高い処理費用を払うのだから、あとはその業者にすべて任せておけばいいのではないですか。

A 6 : 廃棄物処理法第 12 条第 5 項で、「事業者（排出者）は、当該の廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。収集・処理業者は補完的な立場にあり、事業者は、発生から最終処分が終了するまでの間、自らの責任で適正な処理が行われるよう管理しなければなりません。

また、同法第 32 条で、「両罰規定」が設けられており、事業活動に関して従業員が廃棄物処理法違反をした場合、その違反をした従業員のみならず、その人を雇用していた法人又は使用者も罰金刑で処罰される規定があります。そのため、依頼したごみが不法投棄や不法焼却された場合は、排出者にも責任が及びます。特に法人については、最悪の場合、3億円の罰金という非常に重い処罰が設定されています。

Q 7 : 今まで一般廃棄物と一緒に処理してきた産業廃棄物を別に処理するとなると、手間もコストもかかるので何らかの補助をしてもらえないのですか。

A 7 : 廃棄物処理法第 3 条第 1 項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。そのため、国や自治体の補助などはありませんので、法律に基づき、適正な処理をお願いします。

Q 8 : 住居兼店舗で商売をしています。この場合、ごみの分別はどうすればよいですか。

A 8 : まずは、日常生活から発生する家庭系ごみとご商売で発生するごみを分別していただき、さらに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別した上で、それぞれを適正な処理ルートで処理していただきますようお願いいたします。

Q9：今まで、事業所から出るごみを集積所に出し、収集されていた。

A9：今まで収集していたのは、収集作業員が一日に多くの集積所から収集をし、時間的制約のある中、一見してすべてのものについて、事業系ごみと判断するのが困難であるからです。例えば、交通違反などもすべての違反についての取締は不可能です。

Q10：分別排出しなければ、罰則はあるのですか。

A10：事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別せず、あわせて処理を委託することや、産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すると、廃棄物処理法における委託基準違反等により、罰則が加えられることとなります。同法第26条では、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、またはこれの併科」という刑罰を定めています。

罰則等の有無にかかわらず、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすことで、環境に負担をかけない、快適な生活環境を維持できます。廃棄物の適正処理に、ご理解とご協力をお願いします。

Q11：事業所から出されるごみの受入制限とはどのようなものですか。

A11：当市のごみ排出量がここ数年、全国平均や県平均に比べて非常に多い状況が続いています。その中でも事業所から出されるごみの排出量が特に多く、平成26年度の市民1人1日あたりの排出量は、全国平均の約1.9倍となっています。

こういった状況から、市では、今年4月から弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の2つのごみ処理施設で、事業所から出されるごみの内容を定期的に検査しており、その結果、段ボールやコピー用紙などのリサイクル可能な紙類が重量に換算して約20%確認されています。

このため、ごみの減量化とリサイクルの推進に向けた取組として、平成28年4月1日から2つのごみ処理施設で事業所から出されるリサイクル可能な紙類の受入を制限することにいたしました。

なお、この取組は、広域的なごみ処理を行っている弘前地区環境整備事務組合を構成する弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村が共同で実施するものです。

Q12：リサイクル可能な紙類は具体的にどのようなものですか。また、リサイクルする際の注意点はありますか。

A12：リサイクル可能な紙類の主なものとしては、段ボール、新聞（チラシも含みます）、雑誌、コピー用紙などのOA紙、その他、メモ用紙・紙袋・包装紙などの雑紙です。

なお、リサイクルする際は、クリップなどの金属は外してください。また、油などで著しく汚れたものはリサイクルできませんので、燃やせるごみとしてお出しください。

Q13：事業所などで分別されたリサイクル可能な紙類はどこに出せばよいですか。

A13：受入制限の実施後は、市内のすべての事業者にもリサイクル可能な紙類の分別・リサイクルを徹底していただくこととなりますが、分別したリサイクル可能な紙類については、市内に3か所ある「古紙リサイクルセンター」において無料で受け入れております。また、古紙類回収ネットワーク「オフィス町内会」を活用することにより、無料で定期的に回収してもらうこともできますので是非ご活用いただければと思います。

「古紙リサイクルセンター」及び「オフィス町内会」についての詳細は、県のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。なお、有料になりますが、市の許可を受けた収集運搬業者に古紙類の収集を別途依頼することも可能です。

Q14：受入制限実施後にリサイクル可能な紙類が焼却施設に持ち込まれた場合はどうなりますか。

A14：弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の2つの焼却施設では、受入制限を実施する平成28年4月以降、搬入されるごみの内容を定期的に検査しながら、リサイクル可能な紙類が大量に混入していた場合には、ごみの排出事業者や収集・運搬業者に対し、文書などによる指導を行っていく予定です。